

## 電子行政オープンデータ実務者会議の運営について

平成 25 年 4 月 1 日  
電子行政オープンデータ  
実務者会議主査決定  
平成 25 年 6 月 14 日改定

「電子行政オープンデータ実務者会議の開催について」（平成 25 年 3 月 28 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）第 7 項に基づき、電子行政オープンデータ実務者会議（以下「実務者会議」という。）の運営について以下のとおり決定する。

- 1 実務者会議の行う調査・検討作業については、随時高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。
- 2 実務者会議に主査代理を置き、主査代理は、構成員のうちから主査が指名する。
- 3 実務者会議会合は公開とする。ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。  
また、議事要旨を作成し、実務者会議会合終了後速やかに公開する。
- 4 実務者会議会合で配布された資料は、会合終了後速やかに公開する。ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 5 実務者会議にデータ・ワーキンググループ及びルール・普及ワーキンググループ（以下「両ワーキンググループ」という。）を置く。
- 6 両ワーキンググループの構成員は、オープンデータに関し優れた識見を有する者のうちから主査が指名する者と、関係府省から主査が指名する者とする。
- 7 両ワーキンググループにそれぞれワーキンググループ主査及びワーキンググループ主査代理を置き、実務者会議の構成員から実務者会議の主査が指名する。
- 8 両ワーキンググループの行う調査・検討作業については、随時実務者会議に対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

## データ・ワーキンググループ及びルール・普及ワーキンググループの運営について

平成25年4月1日  
電子行政オープンデータ  
実務者会議主査決定  
平成25年6月14日改定

「電子行政オープンデータ実務者会議の開催について」（平成25年3月28日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）第7項に基づき、データ・ワーキンググループ及びルール・普及ワーキンググループ（以下「両ワーキンググループ」という。）の運営について以下のとおり決定する。

- 1 両ワーキンググループは、関係機関に対して、資料の説明、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 両ワーキンググループは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
- 3 両ワーキンググループ会合は非公開とする。ただし、ワーキンググループ主査が適当と認める府省の傍聴を許すことができる。  
なお、議事要旨を作成し、ワーキンググループ会合終了後速やかに公開する。
- 4 両ワーキンググループ会合で配布された資料は、会合終了後速やかに公開する。ただし、ワーキンググループ主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 5 両ワーキンググループの庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、両ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、実務者会議の主査が定める。